

【評価結果報告書】

相模原市児童相談所一時保護所

実施機関：ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

対象事業所名	相模原市児童相談所一時保護所
経営主体(法人等)	相模原市
対象サービス	児童相談所 一時保護所
事業所住所等	〒252-0206 相模原市中央区淵野辺2-7-2
設立年月日	平成26年4月
評価実施期間	平成29年7月 ～ 30年2月
評価項目	独自版
総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）	
【施設の立地・特徴】 相模原市児童相談所一時保護所は、平成26年4月に開所しました。児童相談所は、相模原市が政令指定都市への移行に伴い平成22年4月に開所しましたが、一時保護所の事務は、移行後も神奈川県に運営委託する形で実施してきました。平成26年度に、職員・施設体制の整備により、より家庭に近い見守り体制の構築を目指して小規模グループでの支援体制を導入し、「幼児」・「男子学童・生徒」・「女子学童・生徒」の3グループによる一時保護所の運営がスタートしました。 一時保護所は、一時保護を必要とするすべての子どもたちにとって緊急の避難場所として安全・安心が保障された場であり、併せて次のステップにつながる場所としての役割を果たしています。職員は24時間365日、子どもの生活を支援する中で、保護者からの虐待、非行、発達障害等の課題を抱えた様々な子どもと向き合い、常に子どもの立場に立ち、子どもを中心にした支援に取り組んでいます。	
【特に優れていると思われる点】 1. 子どもとのかかわり方や支援のスキル向上への努力 一時保護所は保護理由も様々であり、児童集団が日々変化する場所であることや、原則通学しない生活の中で、職員は子ども一人一人に寄り添い、見守りながら適切な対応、支援に努めています。食事面では旬の食材を使った季節感のあるメニューを提供し、子どもたちは毎日、食堂に集まっておしゃべりをしながら食事を楽しんでいます。利用者アンケート結果では「食事はおいしいですか」の設問に対し、6割以上の子どもが肯定的な回答を寄せています。また、休日を除いて毎日、学習指導員による学習を行い、自由な時間には読書やゲーム、散歩などを行っています。 職員は子どもの生活支援が円滑に行われるよう、嘱託医の専門的立場からの助言を受け、子どもとの関わり方や支援のスキル向上について、他市の社会的養護施設の専門職員から年3回、研修を受けています。また、大学から講師を呼んで毎月1回現場を観察してもらい、スーパーバイズやケーススタディーを実施して、様々な課題を持つ子どもの対応方法を学んでいます。実地研修では、子どもへの言葉かけや子どもの気持ちを受容したり代弁する方法を学ぶなど、課題を抱えた様々な子どもたちと向き合い、支援のスキル向上に日々努力をし、研鑽を積んでいます。	
2. 支援体制の再生に向けた取り組み 運営改善委員会で、現場に即した「一時保護所ハンドブック」を作成し、子どもの権利擁護につ	

いて過去の事案を振り返り、子どもの人権を一時保護所だけでなく児童相談所全体の課題としてとらえ、全職員が意識の向上に努めています。援助方針会議は、組織としての対応を図っていくよう、児童相談所全体で開催しています。支援体制の再生に向けた取り組みでは、臨時援助方針会議を活用し、課題があった場合は一時保護所だけで問題を抱えこまず所内で緊密な連携を図り、組織全体で検討し合議の上で決定するよう見直し、職員が協力して対応できるよう努力しています。

3. 快適な生活に向けて、子どもと共に取り組む行事

一時保護所での行事の持ち方は、継続的に子どもを交えて企画することが難しい中、今までは事前に実施日を知らせることなく職員主導で行って来ました。支援体制に向けた取り組みである「こども人権プロジェクト」が職員にアンケートを実施し、行事の持ち方の再検討を行いました。行事は、大型遊具などがある公園へのバス外出、夏祭り、お楽しみ会や正月遊びなど、季節に応じて実施し、生活に潤いや変化をもたらしています。原則、子どもの参加は自由ですが、職員は参加しない子どもにも配慮し、子どもたちが楽しみや達成感を味わえるようにしています。12月の「お楽しみ会」では、子どもと職員と一緒に、1週間前から方法や内容を考えて準備を行い、子どもの意見でダンスを披露したりしています。行事後、職員は、子どもたちと感想などを話し合い、フォローの必要性を感じたり、今後の支援にどう活かすかなど多くのことを学び、生活支援を行っています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1. マニュアルの早期作成と継続的な人権研修の実施

業務の標準的な考え方、支援方法を記した「一時保護所ハンドブック」や各種マニュアルが整備されていますが、事故や災害に対するマニュアルをはじめ、今年度見直し・作成途中のものも複数あります。マニュアルの作成、見直しは手順や時期を決めて迅速に行うことが求められます。また、子どものプライバシー保護の考え方や具体的な配慮について定めた「プライバシー保護マニュアル」、児童相談所としての「子どもに対するセクシャルハラスメント禁止マニュアル」を早期作成することが望まれます。作成後は、内容を職員に周知し、職員の人権意識の共有を図り、組織として人権研修を継続的に実施することが期待されます。

2. 学習権の尊重のための、一時保護所職員・学校・担当児童福祉司の連携の強化

子どもの在籍校とは担当児童福祉司が在籍校と連携を図り、連絡・調整を行っています。専任の学習指導員（非常勤特別職）が定期的に子どもの学習指導にあたっていますが、保護期間が長期化する中で、中学生以上は、在籍校の定期試験の時期に重なることがあり、現状では試験を受けている子どもはごく少数にとどまっています。一時保護所職員と学習指導員が常に連絡を取って、積極的に担当児童福祉司と情報交換を行い、在籍校と連携協力を図りながら定期試験を実施するなど、学力が低下しないよう、一層の配慮が求められます。

3. 必要な衣習慣の習得のための衣類の用意

子どもの衣類は、自分の好みの色やデザインを選ばず、一時保護所で用意した衣類を着用することになります。子どもの好みを尊重し、子どもの年齢や発達過程に応じて自分で選択できるような衣類を用意し、衣習慣の習得を支援していくことが望まれます。

評価領域ごとの特記事項

I 子どもの権利擁護

・一時保護所「運営の手引き」を28年度の運営改善委員会で見直し、現場に即した「一時保護所ハンドブック」を作成し、29年度初めに職員に配付しています。ハンドブックの運営要領には、一時保護所という場所の特殊性を鑑み、たとえば、職員の子どもの権利についての基本的な姿勢を示し「児童の最善の支援をしていく姿勢を持つことが、権利擁護の意識と専門性を担保することにつながる」として、プライバシーの尊重や、差別や偏見のない支援など

を盛り込み取り組んでいます。

- ・権利擁護委員会があり、職員は、人権チェックシートで子どもの権利擁護について振り返っています。今年度は権利擁護を基本とした支援について、チームとして考え、情報を共有するよう改善していますが、さらに、全職員がハンドブックの内容を確認し、標語の掲示などを通して、権利擁護についての捉え方を共有し、理解度を定期的に確認するなど、全体への周知が望まれます。
- ・保護開始時に、幼児用、学童用のしおりを基に、子どもに意見箱を利用して意見や苦情を提案出来ることや、子ども会議やトークタイムで気になることを職員に相談できることなどを説明しています。また、権利と責任についても子どもに説明し、健康で安全、安心して生活できる権利、食事や入浴、睡眠の保障などを説明しています。
- ・子どもからの要望や苦情を訴えやすいようにするため、意見箱の設置、子ども会議、トークタイムなどを利用して対応しています。一方、第三者的委員を設置していませんので、第三者的委員の設置や、設置後は、子どもに周知することが望まれます。
- ・職員は保護開始時に、子どもに「個人情報をはかの人に教えないことの理由とルール」や「職員が手紙や荷物を勝手に開けない」、「秘密を勝手に話さない」、「部屋の整理や持ち物は職員と一緒にする」といった子どものプライバシー保護について説明しています。
- ・職員は子どもへのプライバシーの尊重、人権への配慮に努力していますが、権利擁護についての基本的な考え方や理解についての整理を行い、プライバシー保護の考え方や具体的な配慮について引き続き話し合い、徹底することが期待されます。また、プライバシー保護の考え方や具体的な配慮について定めたマニュアルの作成が望まれます。
- ・幼児の居室は少人数で利用していますが、子どもたちは本館・別館などを使用してほとんどが個室で生活しています。保護人数が多くなった際は2人で1部屋を利用することがあります。2人以上が同室になる場合は、子どもの環境改善に努力し、プライバシー保護についてさらなる工夫が望まれます。
- ・子どもが自由に意見を表明し、自主的に考えることができるよう、毎週、子ども会議を行っています。子どもからの意見を尊重し、出来る限り希望に沿うようにしています。
- ・職員は、日常的に子どもから話を聞いています。意見表明のしにくい子どもには個別で話す時間を設けたり、幼児には表情から代弁して意向をくみ取り、信頼関係を築くようにしています。
- ・倫理規程、一時保護所運営要領に、支援の基本として体罰の禁止を明記しています。子どもには、入所時にしおりをもとに職員による体罰の禁止について説明しています。体罰の起こりやすい場面を想定して、グループ会議、班会議などで支援方法について学習会を繰り返し行い、2人以上で対応することやアンガーマネジメント（怒りの感情をコントロールする方法）などにつ

	<p>いて学習し、体罰を行わないよう徹底しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対し「暴力・いじめから守り、体罰、暴力、セクシャルハラスメントは行わない」と運営要領に明記しています。さらに、子どもに対するセクシャルハラスメントの禁止を徹底するために、児童相談所としてのマニュアルの作成やマニュアルを活用した研修の実施などが望まれます。 ・男子・女子児童間のトラブル防止に向け、共有フロアーを中心に男子児童と女子児童の居室が左右に分かれ、行き来が出来ない建物の構造になっています。夜間は共有フロアーで職員が見守り、お互いの行き来が出来ないように配慮しています。
<p>II 子どもの特性に応じた適切な支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護開始から1、2週間の間にアセスメント、初期評価を行うにあたって、子どもの保護開始時の様子、基本的な生活習慣（食事や排泄について等）、社会性、身体の健康（服薬やアレルギー等）などを把握し、所定の様式「児童観察記録票・初期評価」に明記しています。 ・行動観察記録などのアセスメントを基に、保護開始1か月以内に観察会議（班長、スーパーバイザー、児童福祉司、児童心理司、担当職員、心理療法担当職員、そのほか出席できる職員が参加）を実施しています。また、必要に応じてケース検討やミーティングを随時開催し、個別のケースについて方向性や対応について話し合っています。会議の内容は「児童相談業務支援システム」に記録し、子どもへの支援上で必要な情報は職員間で共有しています。 ・心理的な支援が必要な子どもには、児童心理司と保護所内の心理療法担当職員が初期評価や観察会議に参加して専門的立場から助言し、見立てや方針などを共有しています。心理療法担当職員は、子どもの生活に入って様子を見たり話を聞いて担当職員と意見交換し、統一した対応が出来るようにしています。 ・子どもの支援にあたり、一時保護所の嘱託医（児童精神科医）を中心に毎週、コンサルテーションを行う体制があります。身体的障がいや知的障がいなどで特に配慮が必要な場合は、障がい児入所施設など専門機関と連携し対応しています。 ・職員は、日々の生活で子どもの意向をくみ取り、子どもと話し合う機会を持ってニーズ把握に努めています。また、障がいの特性に合わせて生活の場を工夫して支援を行い、支援の方法などをグループ会議、班会議で話し合っています。 ・毎朝、保健師や職員が全員の子どもの健康観察や検温を行い、健康状態を確認しています。特別配慮を要する子どもは、保健師や職員が必要に応じてかかりつけ医に相談したり定期的に医療機関を受診し、「治療通院記録」に記録しています。 ・医療機関からの指示により服薬が必要な子どもは、保健師や職員が処方薬の管理や配薬の準備を行い、「一時保護所与薬業務フロー図」に従って確実に服薬が出来るよう支援しています。さらに、与薬時は児童名や日付、与薬時間などを確認し、「服薬チェックリスト」を基に職員がダブルチェックを行

	<p>い、誤薬が起きないように支援しています。保健師や職員は服薬後のカラをチェックし、確実に服薬したかを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤薬を起こした場合やアレルギー疾患の症状が悪化した場合など、緊急時の対応は、スーパーバイザーや班長、保健師への連絡と、救急車の要請、医療機関、救急医療情報センターにつないで迅速に対応する体制があります。 ・食物アレルギーのある子どもの対応について、食生活委員会で管理栄養士、保健師が検討・改善などを行い、献立にアレルギー食材が含まれている場合は除去食や代替食を提供しています。 ・非行等の問題がある子どもには、グループ会議やミーティング、臨時援助方針会議で問題行動の背景や特性について話し合い、一人一人に合わせた支援の方法を共有し、職員が連携して対応できるようにしています。 ・言葉が十分発達していない幼児には、職員が顔色や表情などから欲求をくみ取り、代弁して確認しています。職員は、市内近隣保育園で実地研修を行い、幼児への対応の仕方を学んでいます。 ・職員は保護開始の際に子どもや保護者に「一時保護所のしおり」を用いて、子どもだけでは外出できないことや一人での外出のリスクについて説明しています。保護開始後は、日々の生活を通して理解するよう指導しています。 ・「無断外出への対応マニュアル」を作成し、子どもの姿が見えなくなったらマニュアルに沿って迅速に対応しています。子どもの無断外出後は担当職員を中心に経過を聞き取り、無断外出に至った背景や今後につながる支援の方向性を関係する職員間で話し合っています。職員は子どもとの面接や振り返りを通して行動を把握し、期間を決めて個別対応するなど、個別日課プログラムを基に支援を行っています。 ・保護開始時は「一時保護所での生活や日課、学習や外出、手紙や電話のルール」などを一時保護所のしおりを用いて、職員が子どもに説明しています。全体の説明を通して一時保護所の基本的な考え方を理解してもらっています。 ・入所が長期化する子どもに対しては、一時保護所と児童相談所が連携を密にし、班長、スーパーバイザー、職員、児童福祉司、児童心理司等が参加してミーティングを開催し、子どもの今後の見通しについて話し合っています。長期化する子どもには個別外出等のプログラムを用意しています。 ・職員は子どもの気持ちを受け止め、家庭復帰できるように支援しています。施設入所が必要な子どもには、職員と一緒に施設のパンフレットを見たり、見学に同行し支援しています。
<p>Ⅲ 学習支援・教育への 配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導員（非常勤特別職）4名が子どもたちの学習指導に当たっています。学習指導は、原則として平日に、各教科から、午前2教科、午後2教科を組んで行っています。 ・子どもの在籍校との個別の情報交換は、担当児童福祉司が行い、一時保護所職員に伝えています。保護期間の長期化により、中高生は、定期試験の時期

	<p>に所内で試験を受けている子どもはごく少数にとどまっています。さらに、一時保護所の担当職員や学習指導員は児童福祉司との情報交換を密に行い、子どもの学力が低下しないよう配慮することが望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護開始後初めての学習で、課題プリントを用いて把握した個々の学習獲得レベルに応じてカリキュラム等を用意し、本人の得意な科目に力を入れながら、やる気を引き出すように指導しています。 ・子どもの学力は学習指導員が課題プリントにより判定しています。学習獲得レベルを把握したプログラムを整備するために、判定テスト等の導入の検討が望まれます。 ・幼児については、4名の職員が定員11名の子どもの保育を行い、年齢や発達に応じて活動を分けています。室内でのごっこ遊びや見立て遊びなどおもちゃを使った遊びや、製作活動やリズム遊び、集団遊び、視覚や聴覚を働かせる感覚運動遊びなどを取り入れ、子どもが好きな遊びを十分楽しめるよう配慮しています。 ・おもちゃは子どもの好奇心を引き出し、喜んで安全に遊ぶおもちゃを選んで柔軟に入れ替えを行っています。また、太鼓、タンバリン、カスタネット、電子ピアノなど表現遊びに使う楽器などがあり、体を使って遊ぶボール、フラフープ、三輪車などがあります。 ・個々の子どもの体調や安全性に配慮したうえで、近隣の公園や図書館へ出かけ、子どもの五感を刺激し好奇心がわくようにしています。
<p>IV 安全で快適な生活</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの安定した生活リズムを維持するために生活日課を作成し、活用しています。週に一度の子ども会議では、自由時間の過ごし方や使いたいものなど子どもたちの要望を聞き、できるだけ子どもの意見を反映しています。 ・発達過程に応じた遊具やテレビ、DVD、CDカセット、図書などを、自由な時間に使用できるよう用意しています。DVDやCDカセットは、子どもの希望と職員の考えを加味して定期的に購入しています。 ・中庭にバスケットゴール、ミニサッカーゴールを置き、また、一輪車、三輪車、フラフープ、竹馬、縄跳びなどを用意しています。子どもたちは、遊具で遊んだり、サッカー、キャッチボール、バレー、バトミントン、バスケットなどで身体を動かしています。室内のホールには体操をしたり筋トレをしたりするスペースや卓球台も設置されており、室内でも体を動かし運動することができます。屋外活動として、週2日間、「ふれあい広場」に出かけ、体を動かしています。 ・秋のバス外出、7月の夏祭り、12月のお楽しみ会や1月の正月遊びなど、季節に応じた行事を実施しています。行事への参加は、子ども一人一人の考えを最優先し、参加は自由としています。行事は、約1週間前から可能な限り子どもと一緒に企画し、準備をしています。行事後は職員と振り返りを行っています。 ・居室や学習室、食堂の席の配置は、子どもの生活の様子、子ども同士の関係

性や今後の見通しなどを考慮し、職員が決めています。

- 子どものプライバシー保護に配慮して、中庭の道路脇には植木を植栽しており、通行者等から見えにくくなっています。さらに窓には目隠しをつけるなど、工夫しています。
- 浴室、洗面所、学習室、廊下やフロアーなどの共有スペースは毎日清掃し、清潔が保たれています。また、個人スペースも子どもが起床後、毎日清掃を実施し、清潔に保たれています。室温は適切に調節し、採光、照明に配慮し、気になるような不快なおいもありません。
- 出来るだけ個室を用意するようにしていますが、保護している人数によって、1部屋2～3人で一緒に生活することがあります。2名以上で生活する部屋には、個々の仕切りなどがなく、プライバシーが守れる空間を確保できるように、レイアウト等で工夫することが期待されます。
- 保健師・管理栄養士・職員が、その日の子どもの状態を把握し、食事は、体調によってご飯をおかゆに、牛乳をお茶へなどの変更をし、提供しています。食物アレルギーがある子どもがいる場合、その日のメニューによって管理栄養士が調理室に指示して除去食や代替食を提供しています。提供の際は、トレイの色を変えて最後に配膳し、幼児はテーブルを離し、誤食防止に努めています。
- 管理栄養士が子どもたちから直接好みの献立などを聞き、メニューに反映するとともに、子ども会議でアンケートをとり、リクエストメニューを実施しています。季節感を大切に、旬の食材を使用しています。また、行事や季節に因んだメニューがあり、彩りや盛付けを工夫し視覚からも食欲がわくようにしています。
- 子どもの衣類は一時保護所で用意し、洗濯されて清潔になっていますが、色や好みのデザインなどの選択の機会はありません。子どもが衣類を選択できるよう検討が望まれます。
- 気候の変化や子どもから申し出があれば、気候にあった服装に着替えています。また、洋服が汚れてしまった場合、清潔な服装に着替えるよう指導しています。
- 日曜日の居室整理時に、洋服やパジャマのたたみ方を指導しています。衣類は個々の収納スペースに、自分で整理し保管するように支援しています。
- 清潔さを保つ観点から毎日入浴し、幼児の場合は安全に入浴できるように、男女別で数名ずつ、職員が介助して入浴しています。幼児以外は個別入浴で入浴時間は20分をめぐとしています。脱衣所はドアで仕切られています。
- 夜間、年少児は30分に1回、年中児以上は1時間に1回、顔色や夜尿の有無、呼吸、うつ伏せの状態、室温などを確認し、21時～6時30分までは「幼児夜間見守りチェック表」に記録しています。職員は子どもたちの居室が見える位置で見守り、眠れない子どもから、必要に応じて話を聞いたり子どもからの要求に応じています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・朝は毎日検温を行い、毎月、身体測定を行って一人一人の健康状態を把握し、適切な健康管理を行っています。幼児は、午睡後も検温を行っています。 ・子どもの既往症については、保護開始時の健康調査票や受診時の医師からの情報を、児童相談業務支援システムに基本情報、医療情報として入力し、職員は出勤時に既往症の対応方法について確認するとともに口頭や引継ぎノートにより周知しています。 ・今年度、感染症対策や衛生管理についてのマニュアルを主に保健師、栄養士が見直し、現場に即したものを作成中です。また、災害時対応マニュアルはありますが、事故や災害に備え、通報連絡の訓練や、避難場所への誘導を実施すること、多くの職員が救急救命法を身につけることなど、事故や災害に備えることが求められます。
<p>V 職員の資質向上の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週、児童相談所の児童福祉司、児童心理司も参加する援助方針会議や、班内で学童会議と幼児グループ会議を行い、子どもへの支援内容や対応方法を話し合っています。これらの記録はパソコン上で管理しており、職員はいつでも確認することができます。すべての職員が業務日誌でその日の子どもの状況などを確認するとともに、パソコン上の情報も確認して班内の情報を共有しています。 ・必要に応じて囑託医の診察やケース検討、必要なコンサルテーションを受けられる体制があります。児童心理司からは心理学的判定を受けたり援助方針会議などに参加してもらうなど、連携を図っています。 ・児童福祉司との連携体制はありますが、担当の児童福祉司が多忙でタイミングが合わず、スムーズに連携できないケースも見受けられます。担当の児童福祉司とは適時適切に連携して課題に対応し、支援にあたることが望まれます。 ・相模原市としての職員個人の自己評価制度があり、職員は、年度初めに目標設定を行い、班長と中間面接を経て10月に自己の振り返り（自己評価）を行っています。進捗状況の確認を基に上司から評価・アドバイスを得て次期計画に活かしています。 ・1、2か月に1度研修会や勉強会を開催し、職員の資質向上を図っています。また、ケースの見立てについて自由に意見交換する「ふちのベカンファレンス」を実施し、援助技術を学び実践しています。そのうえ、外部のスーパーバイザーによる人権研修を実施し、支援に対する援助技術の研修を毎月受けています。 ・児童相談所内に研修委員会組織があり、担当職員が所内研修、班内研修などを企画し、具体的なテーマを決め研修を実施しています。受講後、受講者は報告書を作成して回覧していますが、発表の場が設けられていません。研修成果を発表する機会を設け、研修内容を職員全員で共有し、職員の質の向上を図ることが望まれます。 ・相模原市の職員厚生課がメンタルヘルスの相談窓口になっており、職員に周

	<p>知しています。子どもへの対応で負担を感じている場合、グループ内のスーパーバイザー、班長も含めグループ会議や班会議で共有し、一緒に支援を考えるよう取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の概要は市のホームページ等で案内し、地域の警察との連絡会では一時保護所についての理解を深めるよう情報提供を行っていますが、学校や地域住民に対しての活動は行っていません。子どものプライバシーへの配慮を行ったうえで、地域住民に対し、一時保護所についてより理解してもらうことが望まれます。 ・ボランティアの受け入れにあたり、年度初めにボランティア団体と打合せを行い、一時保護所の方針、守秘義務や子どもへの配慮事項などを説明したうえで、1年間の活動計画を作成しています。受け入れ後、活動結果報告書を作成し、ボランティアの活動後の感想、意見等の中で、一時保護所の質の向上や今後の運営に役立つようなものがあれば、施設運営に反映するようにしています。
<p>VI. 経営管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「一時保護所運営の手引き」を基に、職員の倫理規程や差別や偏見のない生活支援、子どもの権利と制限など、支援により重要な個所を明文化した「一時保護所ハンドブック」を職員に配付し、周知しています。 ・一時保護所内の不適切な事案を題材とした原因の究明と改善策の検討は行っています。さらに、他施設での不正、不適切な事案を題材にした研修の実施が望まれます。 ・理念、基本方針を明示した一時保護所ハンドブックを職員全員に配付し、職員に理念・方針を周知しています。 ・子どもの安全と安心を確保し子どもの最善の利益を実現するため、班長は、職員に向けて「児童憲章」「児童権利宣言」「児童の権利に関する条約」の精神に基づいて子どもを支援することを、会議で繰返し説明しています。理念や基本方針に基づいた行動ができているかを、児童相談所所長が年1回の面談で確認しています。 ・子どもから要望があった場合は、班長やスーパーバイザー等が個別に子どもと面接をし、さらに内容によっては子ども会議で意見・要望を聞き、職員間で意見交換をしています。検討した結果は、子どもに説明しています。 ・援助方針会議では、養護班（一時保護所職員）、児童相談所内の総務班、相談班、心理班（児童心理司）、支援班（児童福祉司）、初動班が参加して情報を共有し、子どもの支援について異なる部門の職員で検討する仕組みがあります。 ・班長は年2回開催される5縣市（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市）の児童相談所の養護課長・係長会議に参加し、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益の実現のための情報収集を行い、所内で分析しています。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・重要な情報は、他班の班長、副所長、所長と共有し、児童相談所全体の課題として取り組んでいます。今年度は「コンプライアンスの徹底」「児童に対する支援スキルの向上」など11項目の重点項目を定め取り組んでいます。 |
|--|---|

【事業者コメント】

相模原市児童相談所一時保護所

相模原市児童相談所では平成27年度に発生した、一時保護所における児童の人権への配慮を欠いた不適切な事案から、その再発防止策の一つとして、平成29年度に外部機関による「第三者による評価」を導入しました。

当児童相談所では、平成26年4月に一時保護所を開所した以降、一時保護所において児童が安全、安心に過ごすことができるよう、職員は試行錯誤をしながら、実践を積み重ねてまいりましたが、日々、児童への対応に追われる状況において、問題を起こさせないことが児童を守ることでありという誤った認識の中で、児童への支援が行われてきた側面がありました。しかし、今回の「第三者による評価」において、児童への不適切な事案が発生した以後、様々な背景や特性を持った児童との関わりにおいて、職員は苦悩しながらも、その努力によって、児童への関わりや支援が改善されていることが見られるとの評価をいただくことができたことは、職員にとって大きな励みとなりました。また、一人ひとりの職員が自ら考える体制ができつつある一方で、児童への権利擁護に関する考え方が職員間で共有されていないとのご指摘をいただいたことは、改めて職員の自発的な活動として実施されてきた「子ども人権プロジェクト」の取組が重要であり、この取組を風化させず、さらに継続、発展させていくことが職員間の共有となることを認識することができました。

今後、改善点としてご指摘いただいた、防犯やセクシュアルハラスメント等のマニュアル整備を進めるとともに、より充実した学習環境の保障等についても、まずは一時保護所内で十分協議を行った上で、児童相談所全体で運営改善に努めてまいりたいと考えております。

以 上